

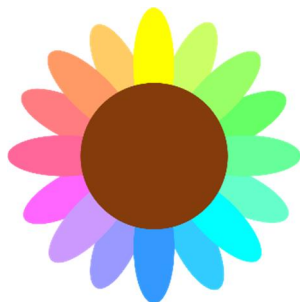
向日市パートナーシップ宣誓制度の手引き



向日市
MUKO CITY

目 次

1	パートナーシップ宣誓を考えている方へ.....	1
2	パートナーシップ宣誓ができる方.....	2
3	パートナーシップ宣誓の手続きの流れ.....	3
4	パートナーシップ宣誓に必要な書類.....	5
5	パートナーシップ宣誓後について.....	6
6	都市間連携について.....	7
7	よくある質問.....	9
8	参考資料.....	14



1 パートナーシップ宣誓を考えている方へ

○ 向日市パートナーシップ宣誓制度とは

向日市は、一人ひとりの人権が尊重され、性的指向及び性自認に関わらず、多様な生き方を認め合い、誰もがいきいきと暮らすことができる社会の実現を目指し、パートナーシップ宣誓制度を導入しました。

この制度は、一方又は双方が性的少数者である二人が、互いを人生のパートナーとして、日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓し、市から受領証等を交付するものです。

パートナーシップの宣誓をしたお二人の間に法律上の効果（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）を生じさせるものではありませんが、向日市として、この制度の導入により、市民や事業者の皆様に、性の多様性や性的少数者の方々に関する理解と共感が広がることにより、お二人が抱える困難が解消され、社会参加の促進につながるよう取り組むものです。

2 パートナーシップ宣誓ができる方

パートナーシップ宣誓をするには、以下の(1)から(5)の要件をすべて満たしている必要があります。

(1) お二人が、どちらも成年に達していること

※ 民法の改正により、2022年4月1日以降は「満18歳以上」となる予定です。

(2) 少なくとも、いずれか一方が、現に向日市民であること

(3) お二人が、どちらも現に婚姻していないこと

※ これを証明する書類が必要です（詳しくは、5ページを参照してください）。
※ 海外で同性婚をしているお二人の場合も、宣誓できます。

(4) お二人が、どちらも現に別の方とパートナーシップを形成していないこと

※ 同様の制度を実施している他の自治体等で、別の方とパートナーシップ宣誓・登録等をしている方は宣誓できません。

(5) お二人が、民法に規定する婚姻できない続柄（近親者など）でないこと

（宣誓をしようとする者同士が、養子縁組をしている又はしていた場合を除く）

3 パートナーシップ宣誓の手続きの流れ

(1) 宣誓する日を予約する。

- 宣誓を希望する日から、土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除いた7日前までに、予約してください。
- 電話、FAX又はメールで予約してください。
- 予約時には、宣誓希望日・時間帯を第3希望までお伝えください。

予約連絡先 ふるさと創生推進部 広聴協働課

電 話 075-874-1409 平日の8時30分～17時15分
(12時～13時を除く)

FAX 075-922-6587

メール kyodo@city.muko.lg.jp

- 予約の連絡をいただいた後、向日市から「宣誓日時、場所、必要書類等」の調整、確認のために連絡します。
- 宣誓日時は、状況によりご希望に添えない場合があります。
※ 宣誓できる時間：平日の9時～16時（12時～13時を除く）

(2) お二人で、宣誓する。

- 予約した日時に、必ず、お二人そろって、お越しください。
※ 来庁が困難な事情がありましたら、予約時にご相談ください。
- 宣誓に必要な書類（5ページ）を持って、お越しください。
- 宣誓には、職員が立ち会います。お二人で、「パートナーシップ宣誓書」に署名し、職員に提出してください。
- 職員が、提出いただいた書類に内容の不備がないか、宣誓の対象となる要件を備えているかを確認します。
※ 職員が、提示していただいた書類により、本人であることを確認します。
※ 書類に不備や不足がある場合等は、改めて宣誓日を調整します。
※ 提出された書類や記載されている内容等の個人情報は、厳重に守ります。

(3) 向日市が、パートナーシップ宣誓書受領証等を、お二人に交付する。

- 宣誓書の写しを添えて、「パートナーシップ宣誓書受領証」「パートナーシップ宣誓書受領証カード※」（以下「受領証等」という。）を交付します。
※ 宣誓書受領証カードは複数のデザインから選べます。
- 書類の不備等がなければ、原則として即日交付します。ただし、パートナーシップ宣誓から受領証等の交付まで、1時間程度かかります。

<パートナーシップ宣誓書受領証（A4サイズ）>

 第 年 月 日 パートナーシップ宣誓書受領証 (氏名又は通称) 第 年 月 日 (生年月日) 第 年 月 日 (生年月日) (宣誓日) 向日市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領しました。 お二人が互いに人生のパートナーとして認め合い、自分らしく、いきいきと生活されることを応援いたします。 向日市長 印 	この受領証の提示を受けられた方へ 向日市は、一人ひとりの人権が尊重され、性別内及び性自認に関わらず、多様な生き方を認め合い、誰もがいきいきと暮らすことができる社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓制度の導入を行っております。 この制度は、一方又は双方が性的少数者である二人が、互いに人生のパートナーとして、日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓し、市から受領証を交付するものです。 パートナーシップの宣誓をしたお二人の間に法律上の効果（婚姻や後援関係の形成、相続、税金の控除等）を生じさせるものではありませんが、向日市として、この制度の導入により、市民や事業者のみなさまへ、性の多様性や性的少数者の方々に関する理解と共感の広がりが、お二人が、生活の中で抱えておられる苦しみや生きづらさが解消され、生活参加の促進につながるよう取り組むものです。 この受領証の提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。 また、本制度を判断する方の性別内及び性自認や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく開示いたしません。 【特記事項】 【緊急連絡先】（自由記載）
---	---

<パートナーシップ宣誓書受領証カード（運転免許証サイズ）>

表面は以下のお好きなデザインから選んでいただけます。

（表面）

デザイン①



パートナーシップ宣誓書受領証カード

向日市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

第 年 月 日

(年 月 日生)

第 年 月 日

(年 月 日生)

向日市長 印

デザイン②



パートナーシップ宣誓書受領証カード

向日市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

第 年 月 日

(年 月 日生)

第 年 月 日

(年 月 日生)

向日市長 印

デザイン③



パートナーシップ宣誓書受領証カード

向日市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

第 年 月 日

(年 月 日生)

第 年 月 日

(年 月 日生)

向日市長 印

（裏面）

この受領証カードの提示を受け取られた方へ

この制度は、向日市として、お二人が人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓されたことを証することにより、市民や事業者の皆様と共感の広がりが、お二人が抱える困難が解消され、社会参加の促進につながるよう取り組むものです。

婚姻のような法律上の効果が生じるものではありませんが、制度の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項】

【緊急連絡先】（自由記載）



4 パートナーシップ宣誓に必要な書類

宣誓には、要件確認とご本人確認のため、以下の書類が必要です。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- 3箇月以内に発行されたものを、お一人1通ずつ持って、お越しください。
- 宣誓をするお二人が同一世帯になっている場合は、お二人分の情報が記載されたもの1通で構いません。
- 住民票の写しについては、本籍、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード、個人番号（マイナンバー）は省略したものを持って、お越しください。住民票コードやマイナンバーが記載された住民票の写し等は、関係法律上、受け取れません。

(2) 現に婚姻していないことを証明する書類（独身証明書等）

- 3箇月以内に発行された独身証明書又は戸籍抄本を、お一人1通ずつ持って、お越しください。（本籍地の市町村で取得できます。）
- 外国籍の方は、本国が発給している「配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書等）」を、日本語訳を添付して提出してください。

(3) 本人を確認できる書類

- 「氏名」、「住所又は生年月日」を確認できる以下の書類が必要です。
 - 顔写真が添付されている書類（①）を、1点提示してください。
 - ①の書類がない場合は、②の書類を、2点提示してください。
 - ① 官公署が発行した、本人の顔写真が添付された書類 ＝ 1点
例：マイナンバーカード(個人番号カード)、旅券(パスポート)、運転免許証、在留カード 等
 - ② 健康保険証、年金手帳、年金証書などの本人を確認できる書類 ＝ 2点
- ※ パートナーシップ宣誓書は、ふるさと創生推進部広聴協働課が用意します。
- ※ (1)、(2)は、宣誓書に添えて、提出いただきます。

5 パートナーシップ宣誓後について

受領証等の再交付・返還の場合も、来庁される日を、事前に電話、FAX又はメールで予約してください。

いずれの場合も、本人を確認できる書類を持って、お越しください。

(1) 受領証等の再交付

紛失や毀損、氏名変更などのやむを得ない事情により、再交付を希望される場合、宣誓日から10年以内であれば、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）に基づき、再交付します。

※ 紛失以外の理由の場合、交付済みの受領証等は、返還してください。

※ 氏名が変更されたことが確認できる書類を添付してください。

※ 住所変更は再交付の対象になりません。

(2) 受領証等の返還

次のいずれかに該当するときは、宣誓されたお二人又はお一人が、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第5号）を提出するとともに、受領証等を返還してください。

① パートナーシップが解消されたとき

② お二人が向日市外に転出されたとき

（向日市が参画する「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク（令和6年4月1日設立）」を構成する自治体（以下「連携自治体」という。）に転出し、当該自治体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合を除きます。＊詳しくは、7ページを参照）

③ そのほか宣誓の要件に該当しなくなったとき

6 都市間連携について

連携自治体との間で転入する場合、申告により、手続きが一部省略できる場合があります。

なお、最新の連携自治体については、ホームページでご確認ください。

(1) 向日市から転出する場合

向日市から連携自治体へ転出し、当該自治体の長にパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出た場合、向日市へのパートナーシップ宣誓書受領証等の返還は必要ありません。申告の手続きは、各自治体のホームページなどをご確認ください。

(2) 向日市に転入する場合

- 連携自治体から向日市に転入し、向日市長にパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出た場合は、改めて向日市の宣誓書受領証等を発行します。
- 申告の手続きは、来庁又は郵送にて受け付けております。

＜来庁による申告の流れ＞

- ① 申告する日を予約する（予約先：ふるさと創生推進部広聴協働課）
 - 申告を希望する日から、土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除いた7日前までに、予約してください。
 - 電話、FAX 又はメールで予約してください。（※ 連絡先は「3 パートナーシップ宣誓の手続きの流れ」を参照）
 - 来庁による申告日時は、状況によりご希望に添えない場合があります。
※ 申告できる時間：平日の9時～16時30分（12時～13時を除く）
- ② ふるさと創造推進部広聴協働課にて、申告書などを提出する。
 - 予約した日時に、申告に必要な書類（8ページ）を持って、お越しください。
※ お一人でも手続きは可能ですが、申告に必要な書類は、お二人分お持ちください。
 - 職員が、提出いただいた書類に内容の不備がないか、申告の対象となる要件を備えているかを確認します。
- ③ 向日市が、受領証等を交付します。
 - ※ 書類に不備や不足がある場合等は改めて申告日を調整します。
 - ※ 書類の不備等がなければ、原則として即日交付します。ただし、申告から受領証等の交付まで、1時間程度かかります。

＜郵送による申告＞

- 事前に電話又はメールにて、広聴協働課にご連絡のうえ、申告に必要な書類を郵送してください。
※ 連絡先は「3 パートナーシップ宣誓の手続きの流れ」を参照）
※ ご連絡いただきました際に、必要書類等の調整、確認をさせていただきます。

○ 職員が、提出いただいた書類に内容の不備がないか、申告の対象となる要件を備えているかを確認し、向日市の受領証等を返送いたします。

※ 書類に不備や不足がある場合等は、こちらから連絡いたします。

*** 郵送先住所**

〒617-8665 向日市寺戸町中野20番地

向日市広聴協働課（向日市パートナーシップ宣誓制度担当）宛

【申告に必要な書類】

申告には、以下の書類が必要です。

(1) パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第1号の2）

※ 来庁により申告する場合は、広聴協働課が用意します。

(2) 転入前に交付を受けた受領証等類似書類（受領証、受領証カード等）

(3) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

○ 3箇月以内に発行されたもの（お一人1通ずつ）

○ 宣誓をするお二人が同一世帯になっている場合は、お二人分の情報が記載されたもの1通で構いません。

○ 住民票の写しについては、本籍、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード、個人番号（マイナンバー）は省略したものを持って、お越しください。住民票コードやマイナンバーが記載された住民票の写し等は、関係法令上、受け取れません。

(4) 本人を確認できる書類

○ 「氏名」、「住所又は生年月日」を確認できる以下の書類が必要です。

○ 来庁による申告の場合は、顔写真が添付されている書類（①）を、1点提示してください。

①の書類がない場合は、②の書類を、2点提示してください。

① 官公署が発行した、本人の顔写真が添付された書類 = 1点

例：マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）、運転免許証、在留カード など

② 健康保険証、年金手帳、年金証書などの本人を確認できる書類 = 2点

※ 郵送の場合は、写しを申告書等に添付して、送ってください。（ただし、マイナンバーカードの場合は、表面のみのコピーを添付してください。）

(5) 返信用封筒（郵送の場合のみ）

○ 申告者の郵便番号、住所、氏名を明記し、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

○ お二人の住所が異なる場合は、返信用封筒2通を同封のうえ、郵送してください。

【申告に係る注意事項】

向日市から転入前の地方公共団体に対し、「申告に基づき受領証等を交付した事実と申告に係る事項（氏名、通称名、生年月日）」を通知することに同意いただけない場合は、申告書の受付ができかねますので、ご了承ください。

7 よくある質問

Q1 向日市パートナーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

結婚は、民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。一方、向日市が行うパートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づき実施するものであり、上記のような法律上の効果は発生しません。

この制度は、双方又はいずれか一方が性的少数者であるお二人が、互いを人生のパートナーとして、日常の生活において、相互に協力し合うことの宣誓を受けて、受領証等を交付し、自分らしく、いきいきと生活されることを応援するものです。

Q2 同性婚制度とは違うのですか？

海外における同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続、社会保障、税制などにおける保護を与えるものです。向日市が行うパートナーシップ宣誓制度は、このような同性婚制度とは異なるものです。

Q3 受領証等は、どのような場面で活用できますか？

向日市が、お二人の宣誓に受領証等を交付することで、お二人の気持ちに寄り添い、お二人が自分らしく、いきいきと生活されることを応援する制度であることを、広く知っていただき、制度とその趣旨への理解が深まり、性的少数者の方々の困難の解消につながる大切であると考えています。

市営住宅の入居申込みや犯罪被害者等見舞金の支給申請、災害見舞金の給付申請の時にも、お二人が宣誓したパートナーであることを示すためにお使いいただけます。

今後も、市が率先して取組を進め、民間事業者等への性の多様性の理解と共感を広げ、性的少数者の方々の社会参加の促進につながるよう、取り組んでまいります。

Q4 海外で同性婚をしましたが、宣誓できますか？また、そのときの「婚姻証明書」は、「現に婚姻していないことを証明する書類」として使えますか？

海外で同性婚しているお二人の場合でも、宣誓できます。「現に婚姻していないことを証明する書類」は、3箇月以内に発行されたものに限ることや、海外の証明書である場合は、日本語訳の添付などが必要になりますので、事前にご相談ください。

Q5 向日市民でないと宣誓できませんか？

宣誓時から、少なくともどちらか一方が、向日市民である必要があります。宣誓後についても、同じです。

Q6 宣誓は、同性カップルしかできませんか？

宣誓の対象は、戸籍上の同性カップルに限定していません。例えば、一方又は双方がトランスジェンダーである戸籍上の異性カップル（※下表参照）や、バイセクシュアルの戸籍上の異性カップルなども、宣誓の要件を満たしていれば、宣誓することができます。詳しくは、お問い合わせください。

	【例1】		【例2】	
	①	②	①	②
性的指向 (好きになる性)				
性自認 (こころの性)				
生まれた時に 割り当てられた性 (からだの性)				

 女性  男性

※ 【例1】①性的指向が女性（同性愛）のシスジェンダーの女性（生まれた時に割り当てられた性が女性で、性自認が女性）と、②性的指向が女性（同性愛）のトランスジェンダーの女性（生まれた時に割り当てられた性が男性で、性自認が女性）

※ 【例2】①性的指向が女性（異性愛）のトランスジェンダーの男性（生まれた時に割り当てられた性が女性で、性自認が男性）と、②性的指向が男性（異性愛）のトランスジェンダーの女性（生まれた時に割り当てられた性が男性で、性自認が女性）

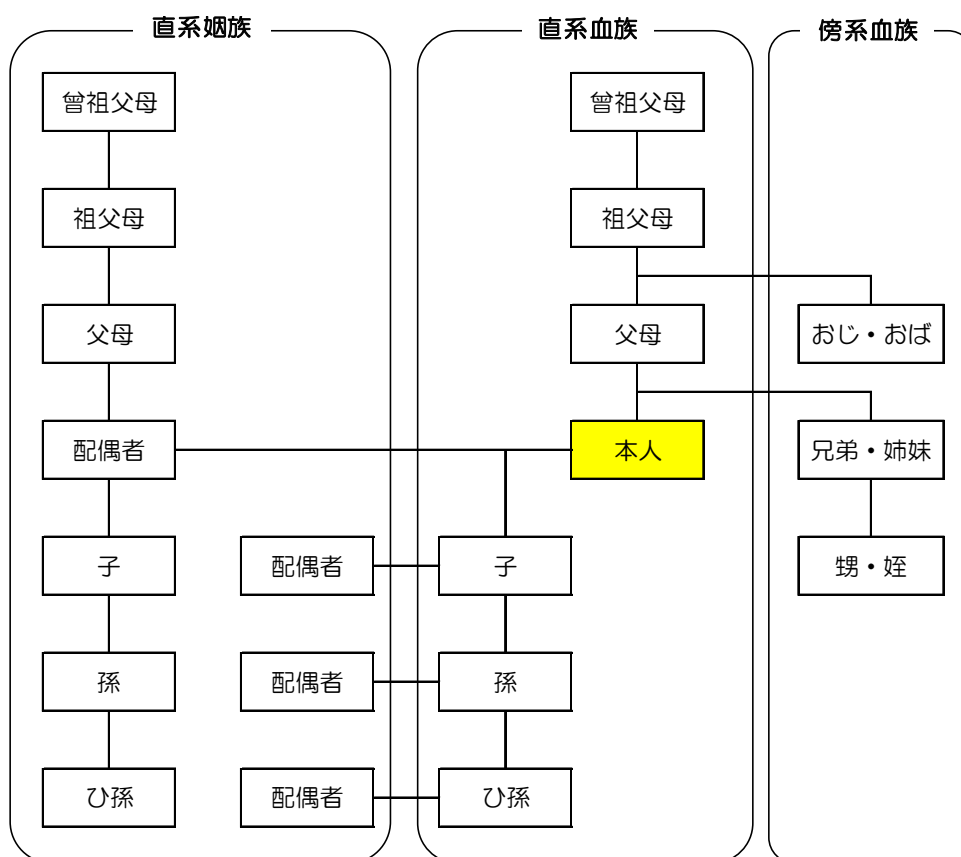
Q7 同居していないと宣誓できませんか？

必ずしも同居している必要はありません。

ただし、お互いを人生のパートナーとして日常の生活において、互いに責任をもって協力し合うことを約した関係であることが必要です。

Q8 宣誓できない「近親者」とは具体的にはどの範囲ですか？

- 直系血族又は三親等内の傍系血族の間（民法第734条）
祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪等
- 直系姻族の間（民法第735条）
子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等
- 養子、その配偶者、直系卑属又はその配偶者と養親又はその直系卑属との間（民法第736条）（ただし、養子縁組をしている又はしていた場合を除きます。）



Q9 事実婚をしても宣誓できますか？

対象者は、性的少数者の方に限定され、事実婚の方は対象となりません。

事実婚の方については、健康保険や厚生年金保険の被扶養者となることのできるほか、遺族年金の受給が可能であるなど、婚姻に準する一定の関係性が認められており、性的少数者の方々が直面している偏見や差別、課題などとは状況がかなり異なると認識しています。

当制度は、婚姻に準するような法的効力を有しませんが、性的少数者のお二人の関係を社会的に認めてほしいというお気持ちを受け止める人権尊重の観点から導入しているものです。

Q10 通称名は使用できますか？

性別違和等で特に理由がある場合には、通称名を使用することができます。

ただし、受領証等が、手続き上の書類として使用されることを考慮し、通称名を使用する場合は、それぞれの裏面に、戸籍上の氏名を記載します。

通称名の使用を希望する場合、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類を持って、お越しく下さい（確認後に返却します。）。

※ 社員証や学生証、法人が発行した証明書など

Q11 代理や郵送で宣誓できますか？

代理や郵送による宣誓はできません。職員の立会いの下、本人確認のうえ、宣誓する必要があります。

ただし、病気等の事情のため、お二人で窓口にお越しになることが難しい場合は、ご相談ください。

Q12 自署できない場合は、代筆してもらうことはできますか？

その場合は、代筆は可能です。個別の事情に応じて、職員が代筆するなど柔軟に対応します。

Q13 宣誓に費用はかかりますか？

パートナーシップ宣誓書受領証等の発行に費用はかかりません。

ただし、宣誓に必要な書類の発行手数料は、自己負担となります。

Q14 宣誓時の住所から転居する場合、何らかの手続きが必要ですか？

転居により、「双方が、向日市民でなくなる」場合に限り、パートナーシップ宣誓書受領証等を、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届の提出とともに、返還してください。（返還の手続きに関しては、6ページを参照してください。）

なお、宣誓者等が連携自治体に転出し、当該自治体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合は、返還の手続きは不要です。（返還されたものとみなします。）

Q15 受領証等の有効期限はありますか？

受領証等は、返還が必要にならない限り、有効です。

Q16 向日市と都市間連携している自治体から向日市へ転居する予定ですが、転居前でも申告できますか？

転居前ではできません。申告は、転入したことが分かる現住所を確認する書類をご提出いただく必要があるためです。

ただし、転居前でも、申告を行う日の予約は可能です（予約日までに転入手続をお済ませください）。

Q17 なぜ、郵送による申告の場合でも、事前に連絡が必要なのですか？

書類の不備等が生じないよう、事前に必要書類等の調整、確認をさせていただくことで、手続きをスムーズに行えると考えています。

8 参考資料

向日市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（本文のみ）

（趣旨）

第1条 この要綱は、一人ひとりの人権が尊重され、性的指向及び性自認に関わらず、多様な生き方を認め合つて、誰もがいきいきと暮らすことができる社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向が必ずしも異性愛のみでない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的少数者である二人が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップを形成している者同士が、市長に対し、双方が互いを人生のパートナーであることを誓うことをいう。
- (4) 申告 本市の区域内への転入前に、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク（令和6年4月1日設立）に加入する自治体（以下「連携自治体」という。）において、第7条第1項に規定する受領証等に類する書類（以下「受領証等類似書類」という。）の交付を受けた二人が、当該事実及びパートナーシップにあることを市長に対して申し出ることをいう。

（宣誓又は申告の対象者の要件）

第3条 宣誓又は申告をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が、民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が、現に本市の区域内に住所を有していること。
- (3) 双方が、現に婚姻しておらず、かつ、宣誓しようとし、又は連携自治体において宣誓その他これに類する行為（以下「宣誓等」という。）をした相手方以外に事実婚の関係にある者又はパートナーシップを形成している者がいないこと。
- (4) 宣誓をしようとし、又は連携自治体において宣誓等をした者同士が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係（宣誓をしようとし、又は連携自治体において宣誓等をした者同士が養子縁組をしている若しくはしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓日を予約のうえ、揃つて市職員の立会いの下で、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入できないと市長が認めるときは、市職員及び双方の立会いの下で、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）
- (2) 戸籍抄本その他現に婚姻していないことを証明する書類（発行後3か月以内のものに限る。）

2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

- (1) マイナンバーカード（個人番号カード）
- (2) 旅券（パスポート）
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であつて、宣誓をしようとする本人の顔写真が添付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める書類
（申告の方法）

第5条 申告をしようとする者は、来庁又は郵送により、パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第1号の2）（以下「申告書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、申告しようとする者の一方又は双方が自ら記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 転入前に交付を受けた受領証等類似書類
- (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（申告書の提出日以前3箇月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 郵送の場合は、切手貼付の返信用封筒

2 前項の申告を来庁により行う場合は、あらかじめ申告日を予約するものとする。

3 市長は、第1項の規定により申告書を提出した者が本人であることを確認するため、来庁による申告にあつては次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求め、郵送による申告にあつては同書類の写し（マイナンバーカードにあつては、表面のみ）の提出を求めるものとする。

- (1) マイナンバーカード（個人番号カード）
- (2) 旅券（パスポート）
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であつて、申告をしようとする本人の顔写真が添付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める書類
（通称名の使用）

第6条 宣誓又は申告をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書又は申告書（以下「申請書等」という。）において、氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時又は申告時に提示するものとする。ただし、郵送による申告にあつては同書類の写しを提出するものとする。

（受領証等の交付）

第7条 市長は、第4条又は第5条の規定により宣誓又は申告がなされた場合において、当該宣誓又は申告をした者が第3条に規定する要件を満たしていると認める場合は、当該宣誓又は申告をした者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（様式第3号）（以下「受領証等」という。）を、宣誓書等の写しを添えて交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により、申告をした者に受領証等を交付したときは、当該受領証等を交付した事実とともに、申告に係る事項を転入前の住所の属する連携自治体に通知する。

(受領証等の再交付)

第8条 前条第1項の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者等」という。）が、当該受領証等の紛失、毀損等の事情により受領証等の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）により申請することができる。

2 第4条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、第1項に規定する申請があつたときは、受領証等を再交付することができる。

(受領証等の返還等)

第9条 宣誓者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、宣誓者等の一方又は双方がパートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第5号）に受領証等を添付し、市長に届け出なければならない。ただし、紛失その他の事情により添付が困難と市長が認める場合は、受領証等の添付を要しない。

(1) パートナーシップが解消されたとき。

(2) 双方が本市の区域内に住所を有しなくなつたとき。（宣誓者等が連携自治体に転出し、当該自治体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合を除く。）

(3) その他宣誓又は申告の要件に該当しなくなつたとき。

2 第4条第2項の規定は、前項の場合について準用する

3 第1項各号のいずれかに該当する宣誓は、当然に無効とする。

4 市長は、宣誓者等が連携自治体へ転出し、当該自治体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出た場合は、受領証等が返還されたものとみなす。

(周知啓発)

第10条 市長は、向日市パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めるものとする。

(宣誓書等の保存)

第11条 市長は、宣誓書等を10年間保存するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、告示の日から施行する。

(準備行為)

2 宣誓日などの調整その他必要な行為については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (令和4年6月27日告示第74号)

この告示は、令和4年7月1日から施行する

附 則 (令和6年3月21日告示第22号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する

向日市パートナーシップ宣誓制度の手引き

2021年（令和3年）10月発行

2024年（令和6年）4月改訂

発行／向日市

向日市ふるさと創生推進部広聴協働課

〒617-8665 向日市寺戸町中野20番地

電話 075-874-1409 FAX 075-922-6587

メール kyodo@city.muko.lg.jp